

広島県土地造成事業管理規程第八号

広島県土地造成事業建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程を次のように定める。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県土地造成事業建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程

(趣旨)

第一条 広島県土地造成事業の設置等に関する条例(令和四年広島県条例第二号)第五条第一項に規定する商工労働局(以下「商工労働局」という。)が発注する建設工事の入札及び契約に係る情報の公表については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二十七号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第三十四号)によるほか、この規程の定めるところによる。

(県規則の準用)

第二条 商工労働局が発注する建設工事の入札及び契約に係る情報の公表については、建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則(平成十三年広島県規則第六十七号。以下「県規則」という。)の規定(第四条第二項及び別表を除く。)を準用する。この場合において、第一条及び第二条第一項中「県」とあるのは「広島県土地造成事業の設置等に関する条例(令和四年広島県条例第二号)第五条第一項に規定する商工労働局」と、第二条第一項、第五条及び第六条中「知事」とあるのは「土地造成事業の管理者の権限を行う知事」と、第四条第三項中「別表に定める建設工事入札契約情報県庁閲覧所」とあるのは、「第三条の表に定める建設工事入札契約情報商工労働局本庁閲覧所」と読み替えるものとする。

(建設工事入札契約情報閲覧所)

第三条 前条において準用する県規則第四条第一項の建設工事入札契約情報閲覧所は、次表の上欄に掲げる名称の閲覧所を同表中欄に掲げる場所に設置し、同表の各項に掲げる閲覧所の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる閲覧の対象となる事項に関する資料を閲覧に供するものとする。

名 称	場 所	閲覧の対象となる発注見通し等の公表事項に関する資料
建設工事入札契約情報 商工労働局本庁閲覧所	行政情報コーナー	一 第二条において準用する県規則第二条の規定により入札契約担当職員が作成した資料

備考

- 1 県規則第二条及び第三条第一項の規定の準用により公表されることとされる事項は、公表した日の属する年度において閲覧に供するものとする。

2 県規則第三条第二項から第五号までの規定の準用により公表されることとされる事項は、公表した日の属する年度及びその翌年度において閲覧に供するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(予定価格の入札執行前の公表)

2 県規則第三条第二項第九号の規定の準用にかかわらず、入札契約担当職員が指定する工事については、当分の間、入札を執行する前に当該建設工事の予定価格を公表することができるとができる。

(経過措置)

3 この規程の施行の際現に入札及び随意契約の手續に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、なお従前の例による。